

令和7年長審第8号

裁 決

遊漁船Aモーター ボートB衝突事件

受審人 a

職名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補佐人 1人

受審人 b

職名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

補佐人 1人

本件について、当海難審判所は、理事官川西篤史出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年5月11日14時07分

熊本県貝塚漁港南方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	遊漁船A	モーターボートB
総トン数		3.3トン	
登録長		9.55メートル	6.58メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		209キロワット	73キロワット

3 事実の経過

Aは、船首甲板に黒色及び船尾甲板に青色の各オーニングを設け、船体中央部に操舵室を配したF R P製小型兼用船で、同室にレーダー、魚群探知機兼用のG P Sプロッター、舵輪、操縦席、機関遠隔操縦レバー等を装備し、a受審人が1人で乗り組み、釣り客6人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年5月11日05時40分貝場漁港を発し、島原湾南部の釣り場に向かった。

a受審人は、レーダー及びG P Sプロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、06時30分島原湾南部の釣り場に到着し、同釣り場の数か所で遊漁を行わせたのち、船首甲板に釣り客3人を、船尾甲板に釣り客3人をそれぞれ待機させ、13時40分島原湾南部の釣り場を発進して帰途に就いた。

a受審人は、14時01分少し過ぎ薩摩瀬灯標から268度（真方位、以下同じ。）1.66海里の地点で、針路を092度に定め、折からの潮流に乗じて15.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a受審人は、左舷船首方遠距離の薩摩瀬灯標を視認しながら続航し、14時05分僅か前同灯標から263度1,320メートルの地点で、前路を一見し、薩摩瀬灯標を右舷方に航過するつもりで左旋回を開始

した。

a 受審人は、14時06分薩摩瀬灯標から263.5度780メートルの地点に達し、船首が072度を向いたとき、左舷船首13度460メートルのところに、白色のオーニングを設けたBを視認することができ、同船が船首を南方に向けて僅かに東方に移動しているものの、Bの移動する様子から、漂泊していることが分かり、このまま左旋回を続けると、その後同船と衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左旋回を開始する前に前路を一見して他船を見掛けなかつたので航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

こうして、a 受審人は、視線を右舷方に向けて自船の引き波を見ながらBを避けずに左旋回を続け、14時07分僅か前ふと視線を前路に戻したところ、船首至近に同船を初めて視認し、機関を中立運転としたものの、及ばず、14時07分薩摩瀬灯標から294度390メートルの地点において、Aは、船首が055度を向いたとき、原速力で、その船首部がBの右舷中央部に後方から86度の角度で衝突し、同船を乗り切った。

当時、天候は曇りで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好で、衝突地点付近には北東方に向かう弱い潮流があつた。

また、Bは、船尾甲板に白色のオーニングを設け、船体中央部に操舵室を配したF R P製プレジャーモーターべーで、同室に魚群探知機兼用のG P Sプロッター、舵輪、機関遠隔操縦レバー、操縦席等を装備し、救命胴衣を着用したb受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.2メートル船尾0.6メートルの喫水をもつて、同日12時00分熊本県三角港を発し、貝場漁港南方沖合の釣り場に向かつた。

b 受審人は、G P S プロッターを作動させ、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船に当たり、12時30分貝場漁港南方沖合の釣り場に到着し、薩摩瀬灯標周辺水域で潮上りを繰り返しながら釣りを行っていたものの、徐々に同灯標に近づくようになったことから、薩摩瀬灯標周辺水域から離れた釣り場に移動することとし、釣りを中断した。

b 受審人は、13時57分薩摩瀬灯標から277.5度480メートルの地点の釣り場に移動し、船首を141度に向け、機関を停止して漂泊を開始し、折からの潮流によって051度方向に0.5ノットの速力で圧流されながら船尾部の機関ハッチカバーに右舷方を向いて座り、釣りを再開した。

b 受審人は、14時05分薩摩瀬灯標から290度410メートルの地点で、右舷正横後20度910メートルのところに、Aを初めて視認し、同船が自船の船首方を航過する態勢で接近しているように見えたことから、Aの動静を監視したり操舵室後部出入口越しにG P S プロッターで船位を確かめたりしながら引き続き釣りを行った。

b 受審人は、14時06分薩摩瀬灯標から291度400メートルの地点に達したとき、Aが右舷正横後8度460メートルのところとなり、その後、自船が左旋回中のAと衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めたが、いずれ漂泊中の自船をAが避けるものと思い、同船に対して避航を促す音響信号を行わず、Aが更に接近しても、機関を始動して安全な水域に移動するなど、衝突を避けるための措置をとらなかつた。

こうして、b受審人は、圧流されながら漂泊を続け、14時07分僅か前Aが右舷至近に迫り、危険を感じて釣りをやめ、船首部に退避しようとしたところ、Bは、船首が141度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に亀裂を伴う擦過傷、推進器翼に曲損等を生じたが、後に修理され、Bは右舷中央部外板に亀裂を伴う擦過傷、操舵室に圧壊等を生じて沈没し、後に引き揚げられて廃船処理され、落水した b 受審人が外傷性腰椎症等を負った。

(航法の適用)

本件は、貝場漁港南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点付近の水域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになるが、同法にも航行中の船舶と漂泊中の船舶とに適用できる定型的な航法規定がないので、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、貝場漁港南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、前路で圧流されながら漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかつたことも一因をなすものである。

a 受審人は、貝場漁港南方沖合において、同漁港に向けて薩摩瀬灯標を右舷方に航過するつもりで左旋回を開始した場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、左旋回を開始する前に前路を一見して他船を見掛けなかつたので航行の支障となる船舶はいないものと思い、見張りを十分に行わなかつた職務上の過失により、前路で圧流されながら漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに左旋回を続けて衝突する事態を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、Bを沈没させるとともに、b 受審人を負

傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

b 受審人は、貝場漁港南方沖合において、釣りの目的で、機関を停止して圧流されながら漂泊中、自船が左旋回中の A と衝突のおそれがある態勢で接近する状況を認めた場合、機関を始動して安全な水域に移動するなど、衝突を避けるための措置をとるべき注意義務があった。しかし、同人は、いずれ漂泊中の自船を A が避けるものと思い、衝突を避けるための措置をとらなかつた職務上の過失により、圧流されながら漂泊を続けて衝突する事態を招き、A、B 両船にそれぞれ損傷を生じさせ、B を沈没させるとともに、自身が負傷するに至った。

以上の b 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 12 月 17 日

長崎地方海難審判所

審 判 官 永 木 俊 文